

議案第 6 号

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例の一部を改正する条例の  
制定について

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

日伯親善交流事業の対象校に上総小学校を加えるため、君津市立小櫃小学校及び上総小  
櫃中学校日伯交流基金条例（昭和 5 7 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするも  
のである。

君津市条例第 号

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例の一部を改正する条例

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例（昭和 57 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「君津市立小櫃小学校」の次に「、上総小学校」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○君津市立小櫃小学校、<u>上総小学校</u>及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 君津市立小櫃小学校、<u>上総小学校</u>及び上総小櫃中学校の日伯親善交流を推進するため君津市立小櫃小学校、<u>上総小学校</u>及び上総小櫃中学校日伯交流基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して君津市立小櫃小学校、<u>上総小学校</u>及び上総小櫃中学校日伯親善交流事業（以下「事業」という。）の経費の一部に充てるもののほか、基金に繰り入れるものとする。</p>	<p>○君津市立小櫃小学校_____及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 君津市立小櫃小学校_____及び上総小櫃中学校の日伯親善交流を推進するため君津市立小櫃小学校_____及び上総小櫃中学校日伯交流基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して君津市立小櫃小学校_____及び上総小櫃中学校日伯親善交流事業（以下「事業」という。）の経費の一部に充てるもののほか、基金に繰り入れるものとする。</p>